

平成29年度決算に基づく健全化判断比率の修正について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、下記のとおり平成29年度決算に基づく健全化判断比率の修正について、監査委員の意見を付して市議会に報告する。

令和元年9月13日 提出

周南市長 藤 井 律 子

記

健全化判断比率

(単位 %)

	平成29年度決算に基づく数値	
	修正前	修正後
将来負担比率	90.7	90.3